独立役員届出書

1 其木情報

<u> 1. 奉卒自執</u>										
会社名	株式会	会社ふくおかフィニ	コード	8354						
提出日		2025/6/4	異動(予定)日		2025/6/27					
独立役員届出 提出理由		・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。								
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)										

2 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

<u> </u>																		
番号	·号 氏名 ^社	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)									. 異動内容	本人の 同意				
田力			强工仪 真	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	該当なし	共動的谷	同意
1	深沢 政彦	社外取締役	0													0		有
2	花岡 久美	社外取締役	0										0				新任	有
3	山田 英夫	社外取締役	0													0		有
4	石橋 伸子	社外取締役	0													0		有

3. 独立役員の属性・選仟理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	深沢政彦氏が所属するカーライル・ジャパン・LLCと当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係はありません。 深沢政彦氏個人とは、当社子会社において、一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。その他、深沢政彦氏個人と当社グループとの間に、顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係はありません。	A.T. カーニーの日本代表(韓国会長兼務)や中国会長、アリックスパートナーズ・アジア・LLCのアジア共同代表兼日本共同代表、マネージングディレクター、シニアアドバイザーを歴任され、2024年4月からはカーライル・ジャパン・LLCのマネージングディレクター兼グローバル・ポートフォリオ・ソリューションズ日本責任者を務めるなど、多種多様な企業の経営戦略や事業再生等のコンサルティングに関する豊富な実務経験と専門的知見を有しております。また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません。独立した客観的な立場から取締役及び経営を監督するとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして適時適切に経営陣に対する意見や指導・助言を行うことにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待して、社外取締役に選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たし、当社株主と利益相反の生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
2	判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの銀行・証券会社にて、市場部門・企業広報関連業務等に従事、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)・三菱UFJ証券ホールディングス(株)・(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役員を経て、現在は三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)の取締役を務めるほか、セミナー・メンタリング活動等を通じた女性社員のキャリア支援にも取り組むなど、金融・市場運用部門全般、企業広報を通じたコンプライアンスやCSR(企業の社会的責任)、及び女性活躍を含めた人財マネジメントに関する豊富な実務経験と専門的知見を有しております。また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしております。また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしております。また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしております。とにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待して、社外取締役に選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たし、当社株主と利益相反の生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
3	山田英夫氏が所属する学校法人早稲田大学と当社グループとの間に寄付及び取引関係はありません。 山田英夫氏個人とは、当社子会社において、一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。その他、山田英夫氏個人と当社グループとの間に、顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係はありません。	直接企業経営に関与された経験はありませんが、早稲田大学大学院経営管理研究科の教授を務めるなど、企業の経営戦略及び財務・会計についての豊富な実務経験と高度な能力・見識等を有しております。 また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません。 公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役に選任しております。 なお、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たし、当社株主と利益相反の生ずるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
4	石橋伸子氏が所属する弁護士法人神戸シティ法律事務所と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係はありません。 石橋伸子氏個人とは、当社子会社において、一般預金者としての定常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。その他、石橋伸子氏個人と当社グループとの間に、顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係はありません。	直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法務全般における豊富な実務経験と高度な能力・見識等を有しております。また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません。公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たし、当社株主と利益相反の生するおそれがないことから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

ご参考:ふくおかフィナンシャルグループ 独立性判断基準

当社が、当社における社外取締役が独立性を有すると判断するには、当該社外取締役が次に掲げる要件を充足しなければならない。

- 1. 当社又は子銀行(注1) (以下、当社等という。)を主要な取引先とする者(注2) 又はその業務執行者でないこと。 2. 当社等の主要な取引先(注3)又はその業務執行者でないこと。
- 3. 当社等から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ている法律専門家、会計専門家又はコンサルタント(当該財産を得ている者が法 人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)でないこと。

6. 上記 1. ~ 5. の要件を充足しない者であっても、当社が十分な独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、社外取

- 4. 当社の主要株主(総株主の議決権の10%以上を保有する株主をいう。)又はその業務執行者でないこと。 5. 次に掲げる者(重要でない者(注5)を除く。)の三親等以内の親族でないこと。
- (1) 上記 1. ~ 4. の要件を充足しない者 (2) 当社等の取締役、執行役員等の業務執行者
- 締役とすることができる。 (注1) 「子銀行」
- 株式会社ふくおかフィナンシャルグループの子銀行である銀行
- (注2)「当社等を主要な取引先とする者」 以下のいずれかに該当する場合を基準に判定
 - ・当該取引先の年間連結売上高において、当社等との取引による売上高が2%を超える場合 ・当該取引先の資金調達において、当社等以外の金融機関からの調達が困難であるなど、代替性がない程度に依存している場合
- (注3) 「当社等の主要な取引先」 当社の年間連結業務粗利益において、当該取引先との取引による業務粗利益が2%を超える場合を基準に判定
- (注4)「多額の金銭その他の財産」 過去3事業年度の平均で、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の年間売上高の2%を超
- える場合を基準に判定 (注5)「重要でない者」
- 各会社の役員・部長クラスの者(法律事務所・監査法人等の団体に所属する者については、弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する 者)に該当しない者
- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者) 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ) |. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~ I のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に 違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。